

2010年11月15日

各 位

会 社 名	The Dow Chemical Company
代 表 者 名	会長、社長兼最高経営責任者 アンドリュー・N・リバリス (コード番号 4850 東証市場第一部)
問 合 せ 先	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋 元 勉 (Tel : 03-3511-6113)

(訂正) 「新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2003年5月8日開催の年次株主総会で承認された「ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー2003年～2013年従業員株式購入制度」(その後の修正を含む。)(以下「本制度」という。))に基づく2010年度オファリングにより、当社および一定の当社子会社の適格従業員(以下に定義する。))に対して当社株式を購入する権利(新株予約権)を発行することについて、「新株予約権の発行に関するお知らせ」を2009年12月21日に公表いたしました。その後、適格従業員が申し込んだ株式数が登録されている株式数を上回り、2010年2月に6,000,000株が追加登録され、当該お知らせの訂正を2010年3月3日に公表いたしました。さらに、2010年11月5日付で2,000,000株が追加登録され、記載事項に変更が生じたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所は___ 罫を付して表示しております。

記

<訂正前>

2. 目的となる株式の種類、内容および数

<中略>

(3) 株式の数

新株予約権1個につき1株

(全ての新株予約権が行使された場合の総株式数: 12,000,000株。

ただし、再編成、株式分割、株式配当もしくは株式併合または当社の合併、統合もしくはその他の資本再構成が行われた場合、かかる株式数に対して適切な調整が行われる。)

(注) 本制度に基づく2010年度オファリングにより付与される株式数の上限は12,000,000株(本邦内の募集における株式数を含む。)である。

〈中略〉

5. 行使に際して払込みをすべき金額およびその1株当たりの金額（行使価額）

新株予約権1個あたり18.09米ドル（1,649円）

（全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額：217,080,000米ドル（19,786,842,000円）

（本邦内の募集における払込金額総額を含む。）。

〈中略〉

また、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額は、上記「2. 目的となる株式の種類、内容および数、(3) 株式の数」に記載された全ての新株予約権が行使された場合の総株式数（12,000,000株）を基に算出したものである。従って、実際の数字は、上記の数字を下回ることが予想される。

〈訂正後〉

2. 目的となる株式の種類、内容および数

〈中略〉

(3) 株式の数

新株予約権1個につき1株

（全ての新株予約権が行使された場合の総株式数：14,000,000株。

ただし、再編成、株式分割、株式配当もしくは株式併合または当社の合併、統合もしくはその他の資本再構成が行われた場合、かかる株式数に対して適切な調整が行われる。）

（注）本制度に基づく2010年度オフERINGにより付与される株式数の上限は14,000,000株（本邦内の募集における株式数を含む。）である。

〈中略〉

5. 行使に際して払込みをすべき金額およびその1株当たりの金額（行使価額）

新株予約権1個あたり18.09米ドル（1,649円）

（全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額：253,260,000米ドル（23,084,649,000円）

（本邦内の募集における払込金額総額を含む。）。

〈中略〉

また、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額は、上記「2. 目的となる株式の種類、内容および数、(3) 株式の数」に記載された全ての新株予約権が行使された場合の総株式数（14,000,000株）を基に算出したものである。従って、実際の数字は、上記の数字を下回ることが予想される。

以 上